



(仮称) 長久手市自治基本条例たたき台

条文ごとの解説

長久手市

まちを思う。



もくじ

前文	1
第1章 総則	
第1条 条例の目的	3
第2条 条例の位置付け	3
第3条 用語の定義	4
第4条 まちづくりの基本原則	5
第2章 まちづくりの担い手の役割と責務	
第1節 市民 第5条 市民の権利	6
第6条 市民の役割と責務	7
第2節 議会 第7条 議会及び議員の役割と責務	8
第3節 行政 第8条 市長の役割と責務	9
第9条 行政の職員の役割と責務	10
第3章 市民主体のまちづくり	
第10条 市民参加と協働	11
第11条 市民のまちづくり活動	12
第12条 地域のまちづくり組織	12
第13条 地域活動団体、市民活動団体及び地域のまちづくり組織の役割	13
第14条 地域活動団体、市民活動団体及び地域のまちづくり組織への行政の関わり	13
第15条 住民投票	14
第4章 行政運営	
第16条 行政運営の基本原則	15
第17条 安心安全なまちづくり	16
第18条 総合計画	16
第19条 情報公開と個人情報の取扱い	17
第20条 他の自治体等との連携	17
第5章 実効性の確保	
第21条 条例の検証	18

前文

わたしたちは、まちの現在と未来の姿に心から向き合い、夢と覚悟を持って自らの手でまちづくりをしていこうと決意し、その基本となる（仮称）長久手市自治基本条例を制定します。

長久手には、歴史の中で育まれた貴重な文化財、大学を始めとする研究機関、豊かな自然、住民の若さ等、全国に誇れる素晴らしい面がたくさんあります。

一方で、急激な人口増加や価値観の多様化などにより、人と人とのつながりが薄れて来ていること、必ず訪れる少子高齢化への対応など多くの課題も横たわっています。

このような社会の変化に対応していくため、まちのことは行政や議会にまかせておけば良い、まちづくりは行政が主導し決めていくものだという考え方を改めます。

そして、市民が主体的に行動する自治の力を高めるため、互いに声をかけ合い、人を集め、とことん話し合うことを大切にし、課題の解決に向けて取り組んでいきます。

わたしたちは、多様性と個人の自由を認める懐の深さと自分の言葉と行動に対する責任を持ち、次世代に豊かな自然とよりよいまちを引き継ぎ、みんなで手を取り合って、誰もが幸せを実感できるまち長久手をつくりあげていきます。

【解説】

前文は、条例の理念や、制定する目的、背景等をできるだけわかりやすく表現するために、条例の一番はじめに置いています。

なお、この前文には、長久手市のまちづくりの理念として、次の5つのキーワードが示す意味を盛り込みました。

「市民の主体的な行動」「対話」「多様性」「自由と責任」「豊かな自然」

～第1段落～

前文は、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政「みんな」でまちづくりをしていこうという、力強い決意表明から始まります。

そして、まちづくりの基本は、この条例であることを示しています。

～第2段落～

長久手市は、2035年まで人口増加し続けると推計され、活気があり、便利で住みよいまちとして知られており、次のような特徴があげられます。

■本市の特徴

○長久手合戦にまつわる史跡、「盆五十戸（ほとぎのさと）」と書かれた土器が出土した古窯、警固祭り、棒の手等の文化財があります。

- 平均年齢が38.6歳(平成27年国勢調査)であり、非常に若いまちです。
- 市内に4つ、近隣も合わせると、10の大学があり、学生が多いまちです。
- 市の西部は住宅が立ち並び、東部には田園や里山など豊かな自然があります。
- コンパクトでありながら、日本唯一の公共交通の「リニモ」があります。
- まちが発展し、新たな住民が増え、多様性がある一方で、近所づきあいや世代間のコミュニケーション機会が少なくなり、地域のつながりが希薄になっています。

上記のように素晴らしい面がたくさんある長久手市ですが、いずれは少子高齢化の時代が訪れることは確実です。働き手などの人材が不足し、納税者が減ることで、市の財政状況も厳しくなります。そうすると、行政サービスや制度が、今までと同じようには提供できなくなると予想されます。

～第3段落～

少子高齢化の時代に向けて、地域のつながりの見直し、地域で互いに支え合う関係性づくりのため、そして、多様な人の知恵やエネルギーをまちづくりに日常的に生かしていくための準備を、今からしていかなければなりません。

しかし、まちのことは「行政や議会にまかせておけば良い」というように、公共のことは、行政と議会が考えて、実行してくれるだろうという市民の考え方、まちのことは、「行政が主導し決めていくものだ」という行政の考え方が根強いのではないのでしょうか。

これからは、市民、議会、行政みんなでまちづくりを進めていきます。その上で重要なのは、市民が主体的に行動する「自治」です。この「自治」の力を高めるには、まず、あいさつを基本として、互いに声をかけ合い、人を集めて、「とことん話し合う」＝対話を通して課題に向き合います。

そうすることで、新しいアイデア、価値観、エネルギーが生まれ、解決に向けて取り組む「自治」の力が生まれると考えます。

～第4段落～

次世代に豊かな自然とよりよいまちを引き継いでいくという視点に立ってまちづくりを考えるということが、ひいては多様性や自由を認めること、言葉と行動に対する責任を持つことにつながると考えます。

ここでいう「多様性」は、年齢、性別、職業、国籍、障がいの有無など人の多様性、そして、対話から生まれる意見の多様性の2つがあります。そして、「自由」とは、個人がまちづくりに参加すること、参加しないこと、どのように参加するかということにおいて「自由」という意味です。

最後に、みんなで手を取り合って、まちをつくりあげてを宣言して、この前文のまとめとしています。

1章 総則

条例全体にわたって、共通するきまりや基本事項を定める章です。

第1条 条例の目的

第1条 この条例は、長久手市におけるまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、まちづくりの担い手となる市民、議会及び行政の役割と責務を明らかにし、市民が主体的に行動する自治の力を高め、豊かな自然が残る、誰もが笑顔で暮らせる幸せなまちを実現することを目的とします。

【解説】

この条例は、市民、議会、行政それぞれの役割と責務を明らかにし、市民の自治の力を高める参加と協働の仕組みや制度、行政運営のあり方を定め、「みんなでまちをつくる」ために頑張っていくためのものです。

自治、つまり「自分たちのまちのことを、自分たちで考え、実践する」市民の主体的な行動により、豊かな自然が残る、皆が「笑顔」で暮らせる幸せなまちを実現することを目的として掲げます。

第2条 条例の位置付け

第2条 この条例は、まちづくりの基本となる考え方であり、市民、議会及び行政は、誠実に遵守するものとします。

2 行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等にあたっては、この条例との整合を図るものとします。

【解説】

条例(法)に上下や優越はなく、並列の関係にあります。この条例はすべてのまちづくりの基本となるものであり、皆がこの条例を最大限尊重、遵守し、すべての活動を行うこととします。

そして、行政は、これからつくる、またはすでにあるすべての条例、計画等との整合を図ります。

第3条 用語の定義

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う個人、事業所、学校法人等の団体をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するために行うあらゆる活動をいいます。
- (4) 地域活動団体 地域のつながりを基にまちづくりを行う自治会をはじめとする団体をいいます。
- (5) 市民活動団体 特定の分野に対する市民の関心又は問題意識を基にまちづくりを行う団体をいいます。

【解説】

～第1号～ 市民

市民とは、市内に住み、働き、学ぶ人、市民活動やボランティア活動をする個人、そして、事業所、企業、大学等の学校法人、医療機関、地域活動団体及び市民活動団体等のことです。

～第2号～ 行政

市長はじめ、市のその他の機関のことをいいます。

～第3号～ まちづくり

目指すまちの実現ために行うあらゆる活動のことをいい、建物や道路等の整備事業なども含みます。

～第4号～ 地域活動団体

地域活動団体は、自治会、常会、こども会、シニアクラブ、PTA等の団体です。

～第5号～ 市民活動団体

市民活動団体は、達成したい共通の目標に向かって活動するNPO法人、任意団体、集まり等です。

第4条 まちづくりの基本原則

第4条 長久手市におけるまちづくりの基本原則は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 情報共有の原則

市民、議会及び行政は、それぞれが持つ情報を互いに提供し合い、共有し、活用します。

(2) 市民参加の原則

市民の参加により、まちづくりを進めます。

(3) 協働の原則

市民、議会及び行政は、立場や特性を理解しながら、対等な関係と信頼関係を築き、互いに尊重、理解し合い、共に考え行動する、協働によるまちづくりを進めます。

【解説】

～第1号～ 情報共有の原則

自分たちの地域のまちづくりについて、自分たちで考え、決めていくためには、市民、議会、行政それぞれが持つ情報を共有することが不可欠です。特に、議会と行政は、「(市民に)求められたら情報を提供する」ことも大切ですが、そうでなくても積極的に情報提供を行い、共有する姿勢を持つことを原則とします。

～第2号～ 市民参加の原則

まちづくりは、市民の積極的な参加による「みんなでまちをつくる」姿勢なしには実現しないため、市民参加を進めることを原則とします。

～第3号～ 協働の原則

長久手市をよりよいまちにしたいという想いは、共通です。この想いをもとに、協働してまちづくりを行うことを原則とします。

第2章 まちづくりの担い手の役割と責務

市民、議会及び行政が主体的に果たす役割やがんばること(責務)を定める章です。

第1節 市民

第5条 市民の権利

第5条 市民は、まちづくりに関する情報を知ることができます。

2 市民は、まちづくりに参加することができます。

3 市民は、まちづくりの成果による住みよさや幸せを実感しながら暮らすことができます。

【解説】

年齢、性のあり方、障がいの有無、国籍等に関わらず、誰もがまちづくりについて、「知って」、「参加して」、「享受する(受けて自分のものにする)」ことができます。

～第1項、2項～

条例、制度等に添って、まちづくりに関する情報を知る権利があり、そして、自らの意思によって参加する権利があります。よって、参加を強制されたり、参加しなかったからといって不利益を受けるものではありません。

～第3項～

まちづくりの成果は、すぐに目に見えるものではないことが多いものです。日々の地道なまちづくり活動の積み重ねにより、住みよい、幸せが実感できるまちがつくれ、誰もが活動の成果が活かされたまちで暮らす権利があります。

第6条 市民の役割と責務

第6条 市民は、市全体や次世代のことも考え、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組みます。

2 市民は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の価値観の多様性を認めます。

【解説】

市民がまちづくりに参加するにあたっては、個人の利益や目先のことにとらわれるのではなく、子どもの子どもの世代(一世代を30年とすると、子どもの子どもの世代とは、60年先の世代)まで、よりよいまちを残していくという前提に立った発言と行動が求められます。

そして、参加しないという考え方も含め、自分と意見が違う人の価値観の多様性を認めることが大切です。

第2節 議会

第7条 議会及び議員の役割と責務

第7条 議会は、市民の代表として選ばれた議員によって構成される議決機関であり、市民の意思が行政運営に反映されるよう努めます。

2 議員は、市民全体への奉仕者として、様々な機会を通じて市民の意見を把握し、自己研さんを重ねるよう努めます。

3 議会及び議員の役割及び責務に関し必要な事項は、長久手市議会基本条例の定めによります。

【解説】

詳細については、「長久手市議会基本条例」に定めています。

第3節 行政

第8条 市長の役割と責務

第8条 市長は、市の代表者としてこの条例を遵守し、市民の声をもとに、公正かつ誠実に行政運営を行います。

2 市長は、総合計画の基本構想に基づくまちづくりを進めるため、市民、議員及び職員と目標を共有し、実現に向けて全力を尽くします。

3 市長は、まちづくりに必要な情報を収集及び整理し、市民に積極的に提供し、活用を促します。

【解説】

～第1項～

行政運営とは、市民が主体的に行動する自治の力を高めるまちづくりに向けて、行政が行うすべての活動を指しており、事業の実施はもちろん、財政運営、人事・組織、行政手続など多岐にわたります。

市長は、まちの「運営者」として、法律及びこの条例に添って、市民の声を聴きながら、公正にかつ誠実に実行することを基本姿勢とします。

～第2項～

市長は、まちづくりを進めていくために、できるだけ多くのまちづくりの担い手と目標を共有し、みんなで目標に向かって取り組むためのリーダーシップを発揮します。なお、総合計画の基本構想は、議会の議決を経て決定されるものとします(第18条)。

～第3項～

まちづくりの基本原則である市民参加を進めるため、まずは、まちに興味を持ってもらい、そして、まちづくりの担い手同士の対話を促すために必要な情報を収集・整理し、わかりやすく提供することで、まちづくりへの活用を促します。

第9条 行政の職員の役割と責務

第9条 行政の職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 行政の職員は、まち全体を職場と捉え、積極的に市民と交流、対話しながら課題等の発掘に努め、組織として横断的に取り組むことで解決に努めます。

【解説】

第9条でいう「職員」とは、地方公務員法第3条2にある、一般職の職員のことをいいます。

～第1項～

行政の職員は、地方公務員法30条にある「全体の奉仕者」として、職務を遂行する義務があります。

～第2項～

職員は、まち全体を職場と捉え、積極的に市役所からまちに出て、市民と交流、対話することで得られた情報、学び等を、政策立案に活かし、部署間で横につながり、柔軟に取り組むよう努めます。

また、職員は、第3条で定義する「市民」であり、まちの一員であることから、能動的にまちに関わることで、市民との信頼関係を深めることにもつながり、協働が進むきっかけにもなると考えられます。

第3章 市民主体のまちづくり

市民が主体的に行動する自治の力を高めるための仕組みや方法について定める章です。

第10条 市民参加と協働

第10条 行政は、計画の立案から実施、評価等の過程において、多様な市民参加の機会を保障し、得られた意見等をまちづくり及び行政運営に反映するよう努めます。

2 市民同士、市民と議会及び市民と行政は、互いに声をかけ合い、人を集め、対話を繰り返すよう努めます。

3 市民、議会及び行政は、未来のまちづくりの担い手として、子どもが学び、育っていくため、まちづくりに参加することができるよう環境づくりに努めます。

【解説】

～第1項～

市民の日常に関わる計画等の策定にあたって、行政は、多様な方法(審議会の市民公募委員、アンケート調査、参加型ワークショップ、パブリックコメント等)により、市民参加の機会を保障します。

～第2項～

協働のまちづくりを進めていくにあたっては、まずは互いに声をかけ合い、人を一同に集めるところから始まります。そこから対話が生まれ、対話により、新しいアイデア、価値観、エネルギーなどが生まれ、自分ごととしてまちづくりを考え、行動することにつながります。

～第3項～

子どもは、家庭や学校だけでなく、地域全体で育てていかなければなりません。子どもがまちづくりに参加することで、まちについて知り、学び、子ども同士や多世代・多様な人と交流することになります。そして、その積み重ねが、子どもがまちに愛着と誇りを持ち、このまちに住み続けたいと思うことにつながると考えています。よって、子どもが、まちづくりに参加できるような環境づくりをしていくことが必要です。

第11条 市民のまちづくり活動

第11条 市民は、身近な地域におけるよりよい暮らしの維持及び向上のため、自治会その他これに類する地域活動団体が行う活動への参加を通して、積極的にまちづくりに取り組むよう努めます。

2 市民は、市民生活向上及び地域社会への貢献のため、市民活動団体その他これに類する団体が行う活動への参加を通して、積極的にまちづくりに取り組むよう努めます。

【解説】

～第1項～

よりよい暮らしのためには、そこで暮らす市民で組織する基礎的な集まりである自治会その他こども会、シニアクラブ等が重要な役割を担います。公園の清掃活動や子どもや高齢者の見守り活動など、住みよいまちをつくるために、それらの活動に積極的に参加し、活動を皆で守り、育てていくことが大切です。

～第2項～

環境、福祉、子育て等の共通の関心や問題意識もとに、地域社会をよくする公共的な活動が活発になることは、行政だけでは解決が難しい社会課題に対応していくために重要なことです。よって、市民活動団体その他非特定営利活動法人、ボランティア団体等の活動に、市民が積極的に参加し、活動を応援し、守り、育てていくことが大切です。

第12条 地域のまちづくり組織

第12条 市民は、概ね小学校区単位で、あらゆる団体の連携を深め、集まり、対話しながら当該校区固有の課題を把握し、解決に向けて取り組む組織（以下「まちづくり組織」といいます。）を設置することができます。

2 まちづくり組織は、当該校区の全ての市民に開かれたものとし、あるべき将来像に向かって、継続的かつ計画的にまちづくりに取り組むよう努めます。

3 市民は、課題を共有し、協働して解決していくために、まちづくり組織が行う活動への参加を通して、積極的にまちづくりに取り組むよう努めます。

【解説】

少子高齢化時代に向けて、今求められるまちづくりの姿は、「自分たちのまちのことを、自分たちで考え、実践する」市民の主体的な行動によるまちづくりです。そのために、自治会をはじめ、地域の

各種団体や、個人、団体等多様な市民が連携する必要性が高まっています。そこで、多様な市民が出会い、認め合い、協力関係を築いていくための仕組みづくりを進めています。

その仕組みのひとつが、「まちづくり協議会」です。現在、市民と行政がともに、考え、進めています。

まちづくり協議会は、個人、団体に関わらず、皆が集まり、対話し、地域の課題や問題について話し合う場を設けます。そして、関わる個人、団体が連携を深め、課題を把握して、解決に向けた取組を行います。いわば、地域の総合的な窓口として、地域の協力、連携、協働といったつながりを促す組織です。

なお、まちづくり協議会は、地域の自発的な意思に基づき設置されるものであり、第1項では、「設置できる」と定めています。

第13条 地域活動団体、市民活動団体及び地域のまちづくり組織の役割

第13条 地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織は、活動内容や運営状況を明らかにし、市民の理解と共感を得ることで、活動への参加を促し、担い手の発掘と育成に努めます。

【解説】

団体が持つ各種情報を市民にわかりやすく提供することで、多様な市民が参加しやすいまちづくりにつながります。また、継続的な団体運営のためにも、特に、子どもや若者の参加を促し、担い手を発掘、育成していくことが大切です。

第14条 地域活動団体、市民活動団体及び地域のまちづくり組織への行政の関わり

第14条 議会及び行政は、地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の自立性を尊重し、その力が最大限発揮されるよう、必要に応じて支援します。

【解説】

議会及び行政は、団体の活動を応援し、守り、育てていくために、それぞれの団体に対して、必要に応じて支援をしていきます。

支援の内容は、相談対応、情報提供、活動場所の提供、経費の助成等が考えられます。

第15条 住民投票

第15条 市長は、長久手市に関わる特に重要な事項について、市民及び議会との対話を重ね、十分な議論をしてもなお、決定及び判断ができない場合にはじめて、住民の意思を直接確認するため、投票の資格を有する住民の請求又は議会若しくは市長の発議により、住民投票を実施することができます。

2 市民、議会及び行政は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 住民投票の実施に関し、必要となる事項は、別に定めます。

【解説】

住民投票は、地方自治の基本である間接民主性を補完し、重要な政策の決定や実施に関わる議論を活性化する仕組みであり、よりの確に住民の意思を踏まえたまちづくりのための政策等の決定を行っていくための制度です。

～第1項～

この条例に定めるように、市民、議会及び行政がそれぞれの役割を果たし、十分に議論を重ねることで政策等についての合意を図り、進めていくことが重要です。

そうした上で、市民に重大な影響を及ぼす事項や、市民の意見が大きく分かれるような政策について、市長が決定や判断できない場合に初めて、地方自治法で定められている住民投票制度を活用して、直接民意を聞くことで、重要な政策の決定や実施に係わる議論を活性化することができます。

しかし、大前提として、より安定性の高い政策の決定や実施ができるよう、合意を図っていくことが大切であると考えています。

この条項では、地方自治法で定められている内容と同様の内容を、確認の意で定めています。よって、議会で慎重に審議を行っていただき、議決により条例が制定されたうえで、住民投票が実施されます。

今後、この条例の検証の際に、議会の議決を経ることなく住民投票が実施できる常設型の条例の必要性について議論します。

～第2項～

住民投票の結果は、議会や市長の選択や判断を決定づけるものではありませんが、住民の意思であることから、議会、行政、そして市民も結果を尊重することを定めています。

～第3項～

この条例では、住民投票の実施に関する詳しい事項は定めていません。投票の対象となる人や年齢、投票の方法などについては、別に条例で定めます。

第4章 行政運営

市民のための行政運営の基本的なきまりを定める章です。

第16条 行政運営の基本原則

第16条 行政は、公正かつ透明性の高い行政運営を基本とし、市民が主体的に行動する自治の力を高めるまちづくりを推進します。

2 行政は、計画立案から実施、評価に至るまで、その過程や内容、目標の達成状況等あらゆる情報を共有することが、まちづくりの基本であることを踏まえ、わかりやすくかつ積極的な情報提供に努めるとともに、市民から説明を求められた場合は、誠実に応答します。

3 行政は、まちづくりの実践を通して、人づくり及び組織づくりに努め、一体として、行政機能を発揮します。

【解説】

～第1項～

行政運営とは、市民が主体的に行動する自治の力を高めるために、行政が行うすべての活動を指しており、事業の実施はもちろん、財政運営、人事・組織、行政手続きなど多岐にわたりますが、そのすべてにおいて、公正さと透明性を確保していきます。

～第2項～

第4条の基本原則に基づき、市に関するあらゆる情報について、市民が関心を持ち、参加するきっかけとなるようわかりやすく提供します。また、市民の求めに対し、誠実に応答します。

～第3項～

まちづくりの実践を通して、関係機関の職員等も含めた人材のスキル等の向上と、機能的な組織づくりに努めることで、行政一体としての組織力を発揮していきます。

第17条 安心安全なまちづくり

第17条 行政は、市民の安心・安全を確保するため、自然災害、重大な事故等の発生時に、関係機関等と連携・協力し、迅速かつ的確な対応を行うための危機管理体制を整えます。

2 市民は、個人又自治会等で災害等に備え、防災につながる取組を行い、災害時には自分自身を守る努力をするとともに、地域で互いに協力します。

【解説】

～第1項～

災害等に対する市民の不安を減らし、安心安全なまちづくりのために、行政は、災害時に迅速な対応ができるよう、体制や仕組みを整えます。

～第2項～

災害時に備え、日頃から市民一人ひとりが意識を高く持ち、取り組むことが一番重要です。また、防災訓練等の取組に多くの市民が参加することで、災害時に互いに協力し合うまちづくりを目指します。

第18条 総合計画

第18条 行政は、長期的な展望に立った基本構想と基本計画を内容とする総合計画を策定し、計画的な行政運営を行います。

2 前項の基本構想の策定にあたっては、議会の議決を経るものとします。

【解説】

総合計画は、10年ごとのまちづくりの指針となる重要な計画です。行政は、市民参加により総合計画を策定し、これに基づく行政運営を基本とします。

総合計画の「基本構想」については、議会の議決を必要とします。

第19条 情報公開と個人情報の取扱い

第19条 議会及び行政は、別に条例で定めるところにより、その保有する情報を市民に公正かつ適正に公開し、市民と情報を共有します。

2 議会及び行政は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適正に取り扱います。

3 市民及び行政は、生命や財産保護のため、緊急でやむを得ない場合に地域で互いに助け合い、支え合えるよう、必要最小限の個人情報を提供し合うことができる環境づくりに努めます。

【解説】

～第1項～

第5条で市民の「知る権利」を保障した上で、基本原則に示した「情報共有の原則」を進めるため、積極的な情報提供を行うとともに、長久手市情報公開条例による情報公開を行います。

～第2項～

個人情報の有用性に配慮しつつ、保護すべき個人情報を守るため、長久手市個人情報保護条例より、収集、利用、提供、管理について適正な取り扱いを行います。

～第3項～

生命や財産保護のため、緊急でやむを得ない場合は、適正な管理体制のもとで個人情報を有効に利用することが考えられます。その場合は、市民及び行政双方が、必要最低限の個人情報を提供をし合うことが必要になるため、その環境づくりに努めます。

第20条 他の自治体等との連携

第20条 行政は、共通課題の解決のため、国、愛知県及び他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めます。

【解説】

医療、防災、福祉、消防等広域で取り組むことが効果が高い課題、市単独では解決が難しい課題や、近隣の自治体、県及び国と連携して取り組んでいきます。特に、近隣の自治体とは、ごみ・し尿の共同処理を行ったり、災害時等の相互支援に関する協定を締結したりする等様々な面で連携をすすめています。

また、学校法人、民間企業、市民と行政をつなぐ中間支援団体といったまちづくりの専門家、多様な市民など、様々な関係者、関係機関とも、積極的に連携、協力していきます。

第5章 実効性の確保

この条例が、長久手市のまちづくりに十分役立つ条例となっているか、検証することを定める章です。

第21条 条例の検証

第21条 市民及び行政は、まちづくりがこの条例に添って行われているかについて、社会情勢やまちづくりの状況と照らしながら検証します。

2 行政は、前項の検証の結果、必要と認めるときは、適切な措置を行います。

【解説】

市民と行政はともに、この条例が、その役割を十分に果たしているかどうか、検証します。検証の結果により、行政は、条例の内容を改正したり、他の制度の改善等必要な措置を行っていくことが考えられます。

この条例が、これからもみんなのまちづくりの基本として、多くの人に知られ、受け入れられることで、一人ひとりがまちづくりに取り組んでもらえるように、みんなで「育てていく」ことが必要です。そういった観点においても、検証は大切な機会であると考えます。